

蕨市こども計画（案）に関するパブリック・コメント概要

1. 案件 「蕨市こども計画（案）」

2. 募集期間 令和6年12月20日（金）～令和7年1月10日（金）

3. 意見の件数（意見提出者数） 13件（4人）

4. 意見等の概要

| No. | 意見の概要 | 件数 | 市の考え方 |
|-----|--|----|--|
| 1 | P49 埼玉県や蕨市の「郷土かるた」を使ったかるた大会の開催 以前は子供会が参加を促していたが、会員の減少でやらなくなっている。代わる参加方法が欲しい。 | 1件 | 「彩の国21世紀郷土かるた蕨市大会」は子ども会主催で子ども会会員を対象に実施し、「わらび郷土かるた大会」は青少年育成蕨市民会議および蕨市教育委員会が共催で、市立小学校児童を対象として実施しております。いずれの大会も、より多くのこどもたちにご参加いただけるよう、参加方法について、今後も検討を重ねてまいります。 |
| 2 | P51 健やかメディアの推進 P60 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 今回の子育ての悩みのアンケートで、就学前、児童ともに「メディア接触時間の長さ」が1位になっていることを踏まえて、メディアリテラシーや健康等の健康教育をさらに推進して欲しい。 | 1件 | 電子メディアへの接触時間の増加は、こどもたちの心身に様々な影響を与える可能性があることから、これまで小・中学校ではICT教育の推進とともに、メディアリテラシーや健康に関する指導を行っており、今回のアンケート結果を踏まえ、さらなる充実を図ってまいります。 |
| 3 | P51 健やかメディアの推進 2024年度に、蕨市健やかメディア推進会議による出前講座が開催され、こども達への健やかメディアの啓発・推進をすることができた。現状では、出前講座の開催には毎年度、各学校長に直接講座の実施を要望する必要がある。そこで、『1年に1回、1単位時間、5・6年生への出前講座を継続して実施』を要望する。また、健やかメディアの推進への取組として、4か月健診の乳幼児の保護者に向けて「日本小児科医会」のパンフレット配布を実施している。 | 1件 | 出前講座による健やかメディアの啓発・推進につきましては、各学校の教育課程や授業時間を踏まえ、学校の実情に応じて実施を検討してまいります。4か月児健診の乳幼児の保護者に向けた「日本小児科医会」のパンフレットの配布につきましては、今後も継続してまいりますので、P51の健やかメディアの説明文の中に「また、4か月児健診時に啓発パンフレットを配布するなど、乳幼児の保護者に対する健やかメディアの啓発も積極的に進めます。」という文言を追加いたします。 |

| | | | |
|---|---|-----|--|
| 4 | <p>P 5 3 (4) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ解消</p> <p>国連教育科学文化機関（U N E S C O）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた「包括的性教育」（生殖器官や妊娠についての知識の教育だけではなく、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた「包括的」な性教育のこと）を幼児から若者まで、それぞれの発達段階に合わせた教育実践を要望する。</p> | 1 件 | <p>国際的な性教育の指針となっている「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づき、近年、日本における「包括的性教育」が求められていることは認識しておりますが、現状では、小・中学校において、学習指導要領等に基づいた性に関する指導の他、人権や多様性、人間関係スキル等を教科横断的に指導しており、今後も児童生徒の発達段階や実態に応じて適切に指導してまいります。</p> |
| 5 | <p>P 5 6 基本施策 4 障害児支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算〔障害児相談支援〕が新設されたことを受け、「高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制の整備」や「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置付けて欲しい。</p> <p>また、次期の障害児計画においては、国の基本方針に即して「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」といった施策を位置づけて、計画的に実施して欲しい。</p> | 1 件 | <p>障害については、様々な種類があることから、本計画の障害児支援に関する記載については、個別の障害についてのみを取り立てて記載することはせず、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、次期の障害児福祉計画へのご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>P 5 7 (障害のあるこどもに) こどもの居場所づくり実施団体の周知</p> <p>家族で孤立してしまうのを防ぐため、是非周知に努めて欲しい。</p> | 1 件 | <p>こどもの居場所は、様々な人との交流により孤立を防ぐことができる場でもありますので、障害があるこどもも含め、多くのこどもの居場所となるよう、こどもの居場所づくり実施団体と連携しながら、皆さんのが安心して参加ができるよう、発信の仕方や工夫に努めてまいります。</p> |
| 7 | <p>児童養護施設退所後の若者に対する情報提供等の支援について</p> <p>この計画には「若者」も対象となっているが、児童養護施設等で育ったこどもの退所年齢はこれまでのよう 18 歳までか。 18 歳を過ぎると様々な支援から自立となり、大変な状況におかれるとと思う。 18 ・ 19 歳の支援が抜け落ちているとよく聞く。 こども食堂やフードパントリーなど利用できるところも多いので、関連する団体と連携し、情報を伝えてあげて欲しい。</p> | 1 件 | <p>令和 6 年施行の児童福祉法の改正により、満 20 歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設に入所し続けることが可能となりました。併せて、社会的養育経験者等の実態把握や自立のための必要な支援が都道府県の義務として明確化されたことから、市といたしましては、児童相談所等との連携により、自立後も地域における切れ目のない支援が行われるよう配慮してまいります。</p> |

| | | | |
|----|---|-----|--|
| 8 | P 5 9 親子関係形成支援事業の実施 委託事業になるのだろうか。その場合も埼玉県家庭教育アドバイザーを入れたり、その後地域につなげるなど、単なる事業サービスにならないようにして欲しい。 | 1 件 | 親子関係形成事業につきましては、委託ではなく、研修を受けた市職員による実施を予定しており、支援が必要な方には、関係機関との連携により適切な支援を実施してまいります。 |
| 9 | P 6 4 こどもの居場所づくり実施団体への支援（プレーパーク活動等への支援） P 1 0 8 市民活動団体が実施する市内の居場所を4か所から5か所に増やす 具体的にはどのようなものになるのか。現在北町地区にないので、作って欲しい。 | 1 件 | こどもの居場所づくり実施団体へは、活動場所の提供や広報等の支援を行ってまいります。また、こどもの居場所を増やす目標につきましては、こどもの居場所づくりに関心のある人などに対する相談支援等を行うことで、こどもの居場所を実施する団体の増加に努めてまいります。 |
| 10 | P 1 0 8 市民活動団体が実施する市内のこどもの居場所（こども食堂、学習支援、プレーパーク）の数の目標値 目標値の設定が低い。小学校区につづつあれば、子どもが自分の足（自分の意思）で行くことができるので、目標値を7か所として欲しい。 | 1 件 | こどもの居場所を増やす目標につきましては、こどもの居場所づくりに関心のある人などに対する相談支援等を行うことで、こどもの居場所を実施する団体の増加に努めることとし、現在よりも1か所以上、増えることを目標といたしましたので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 11 | P 6 9 基本施策2 学童期・思春期のこどもへの支援 今回計画に入っていないが、「朝の小1の壁」の実態を調査し、必要なら学校の開門時間を早めて、始業前のこどもの見守りも事業化して欲しい。 | 1 件 | 小学校の登校時間が保護者の出勤時間より遅く、その間こどもを一人で過ごさせることの不安などから、近年「朝の小1の壁」と呼ばれる問題が発生していることは認識しております。早朝時間の預かりについては、他自治体の取組等の動向を注視しながら、調査研究してまいります。 |
| 12 | P 7 2 (5) 不登校のこどもへの支援 不登校の理由は様々だと思うが、学校そのものが理由での不登校の場合、「学校教育課」のみが担当だと、相談をしにくかったり、そもそも「学校」へ戻すことが一番と考えられていることにより生きづらさが増す事が考えられる。不登校は発達障害や心の病気などが原因の場合も多く、「福祉」の視点からのケアが重要である。担当課に「福祉」的視点から対応できる課を入れて頂きたい。 | 1 件 | 不登校の児童生徒の支援には、行政（教育委員会及び福祉部局）、学校、家庭、地域社会、N P Oなどの民間団体等が相互に理解し、連携を図ることが必要であるとされており、本計画内においても「関係機関と連携しながら不登校児童生徒への学びの保障や支援を行います。」と記載しているところですが、担当課には原則として主たる担当課を記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 13 | P 7 6 地域子育て相談機関の設置（中学校区に1か所） 具体的にはどのようなものになるのか。 | 1 件 | 地域子育て相談機関につきましては、こども家庭センターを補完する機関として、保育所等、地域において気軽に相談を行える場所で実施するものであり、令和8年度に3か所（中学校区に1か所ずつ）整備するよう取り組んでまいります。 |

【参照】 パブコメ結果に基づく計画案修正箇所

P 5 1

| 健やかメディアの推進 | 学校教育課 |
|--|-------|
| 未来を担うこどもたちの健やかな成長を目指すため、「蕨市健やかメディア宣言」に基づき、健やかメディア推進大会の開催、健やかメディア指導員による啓発を積極的に進めます。また、4か月児健診時に啓発パンフレットを配布するなど、乳幼児の保護者に対する健やかメディアの啓発も積極的に進めます。 | |